

平成29年度 介護予防・日常生活支援総合事業 (基準緩和サービスA) 介護事業者説明会資料

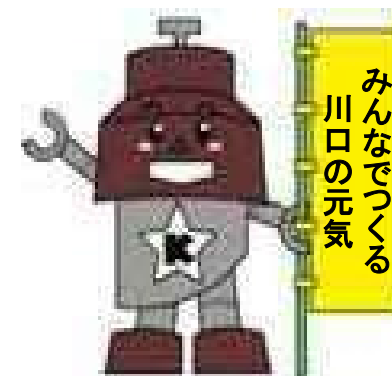
平成29年11月14日(火)・15日(水)・20日(月)

川口市福祉部長寿支援課・介護保険課



川口市

選ばれるまち 中核市・川口へ



《本日の内容》

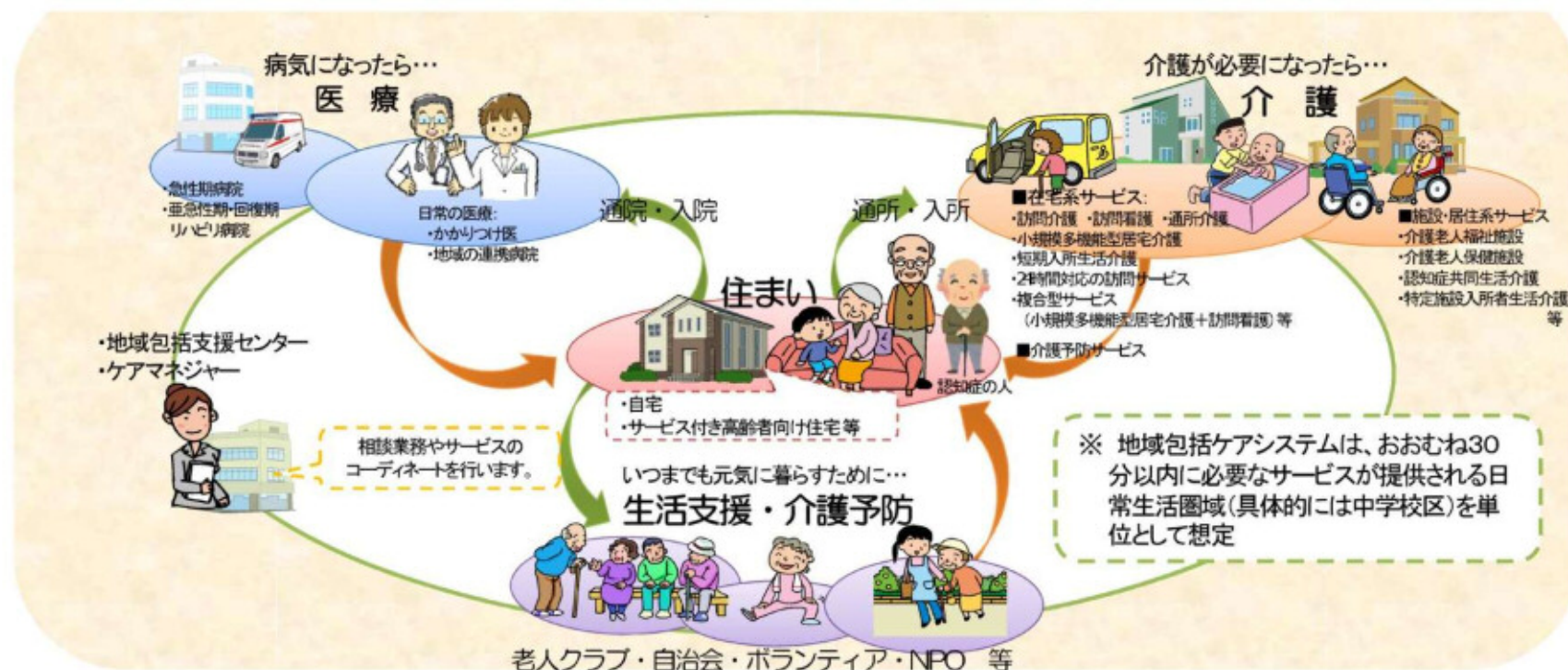
1. 介護保険制度の改正等
2. 川口市における総合事業の概要
3. サービスの類型・基準・単価等
4. 申請に関すること
5. 給付に関すること
6. 事業者指定に関すること
7. 今後のスケジュール等

1. 介護保険制度の改正等(おさらい)
2. 川口市における総合事業の概要
3. サービスの類型・基準・単価等
4. 申請に関すること
5. 給付に関すること
6. 事業者指定に関すること
7. 今後のスケジュール等

1-1. 地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態や認知症となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現することが重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

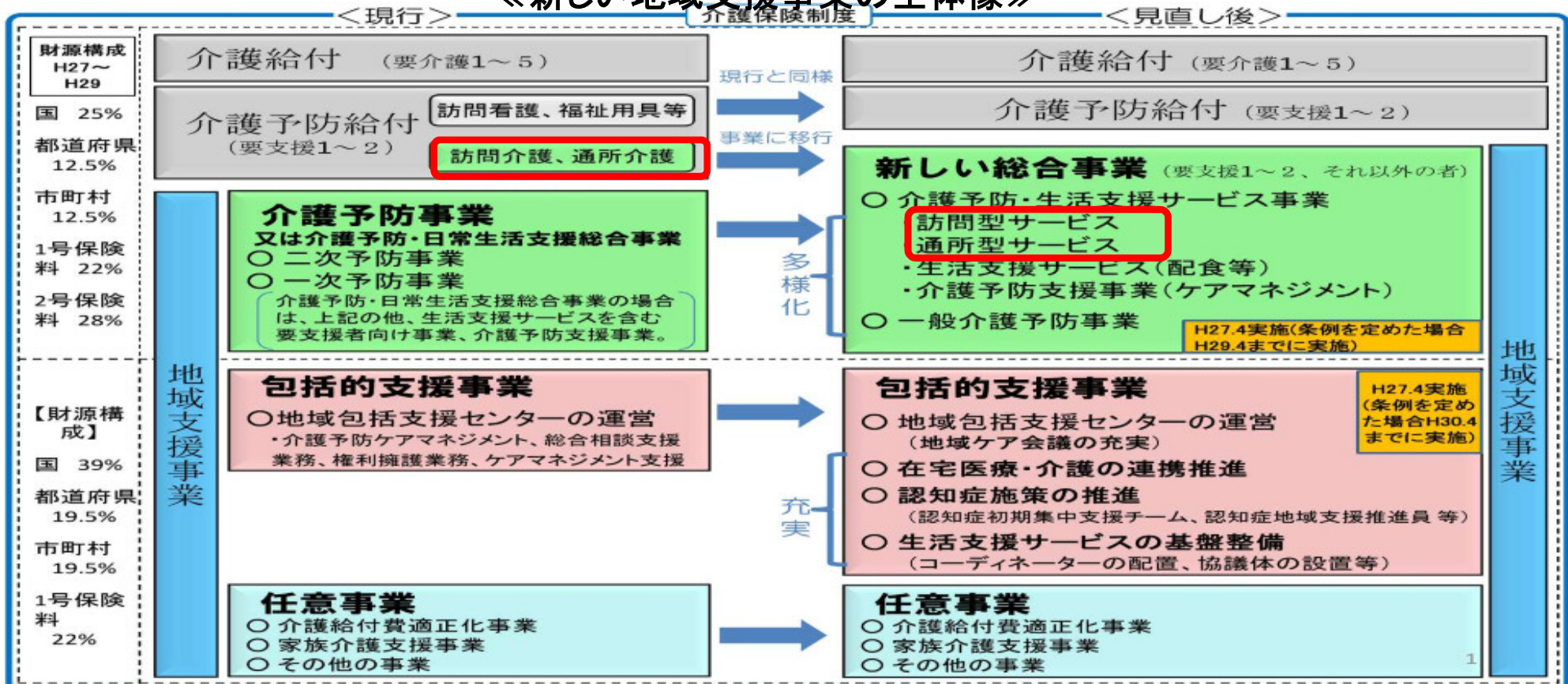
《地域包括ケアシステムの姿》



1-2. 介護保険制度の改正の趣旨

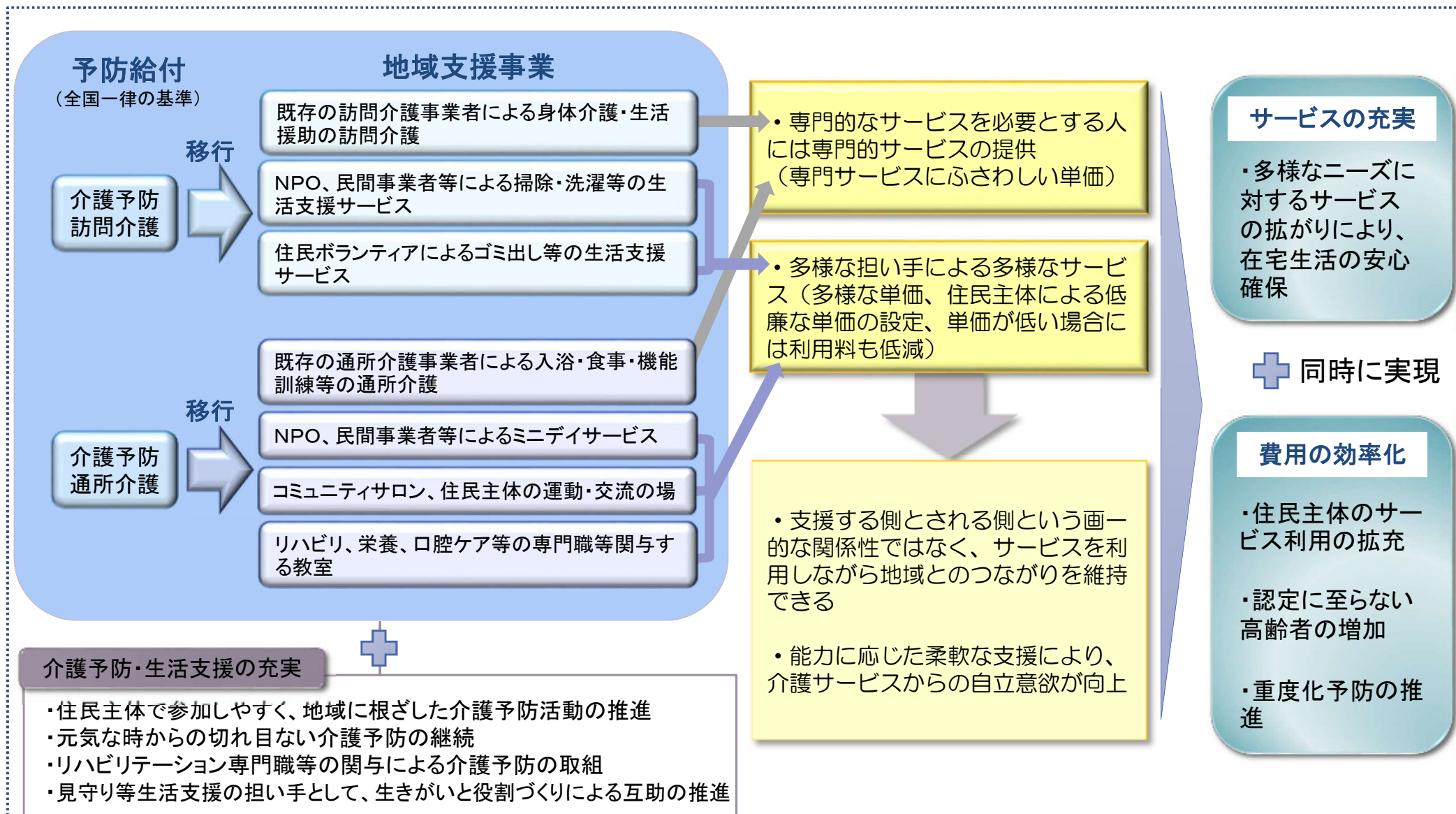
- 平成27年度介護保険制度の改正により、従来、要支援者に提供されていた全国一律の介護予防給付のうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が地域支援事業へ移行され、市町村ごとに新しい総合事業として実施。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティア等の多様な主体による様々なサービスの提供が可能。
- 平成29年4月までにすべての市町村で新しい総合事業を実施。
- 新しい総合事業は介護保険制度内に位置づけられた事業であり、財源構成は従来と変わらない。

《新しい地域支援事業の全体像》



1-2. 介護保険制度の改正の趣旨

介護予防給付の見直しと生活支援サービスの充実



1-2. 介護保険制度の改正の趣旨

いつ	→	平成29年4月から
どこ	→	全国すべての市町村で
だれ	→	要支援者等に対して
なに	→	訪問サービスと通所サービスを
なぜ	→	少子高齢化が進展していく中、高齢者の多様な生活支援のニーズに、地域全体でこたえていくために
どう	→	地域の実情に合わせて実施

かかる費用については、今までどおり介護保険制度の中から充当される。介護予防の推進により、結果として費用の効率化が期待される。

1. 介護保険制度の改正等
- 2. 川口市における総合事業の概要**
3. サービスの類型・基準・単価等
4. 申請に関する事
5. 給付に関する事
6. 事業者指定に関する事
7. 今後のスケジュール等

2-1. 川口市の取り組み

■第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画における重点施策

《川口市の地域包括ケアシステムのイメージ図》



2-1. 川口市の取り組み

- 川口市では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を見据えて、地域 包括ケアシステムの構築を進め、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを切れ目なく利用することができる仕組みづくりに取り組んでいます。

《第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の重点施策》

- ①「在宅医療・介護連携」
- ②「認知症施策の推進」
- ③「生活支援サービスの整備」
- ④「地域ケア会議の充実」
- ➡ ⑤「介護予防・日常生活支援総合事業」

2-1. 川口市の取り組み

■ 認定者数の推移（川口市）



第6期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画より

要支援・要介護認定者数が増加し、介護サービスの需要が増えることで、結果的に保険料が上がってしまう

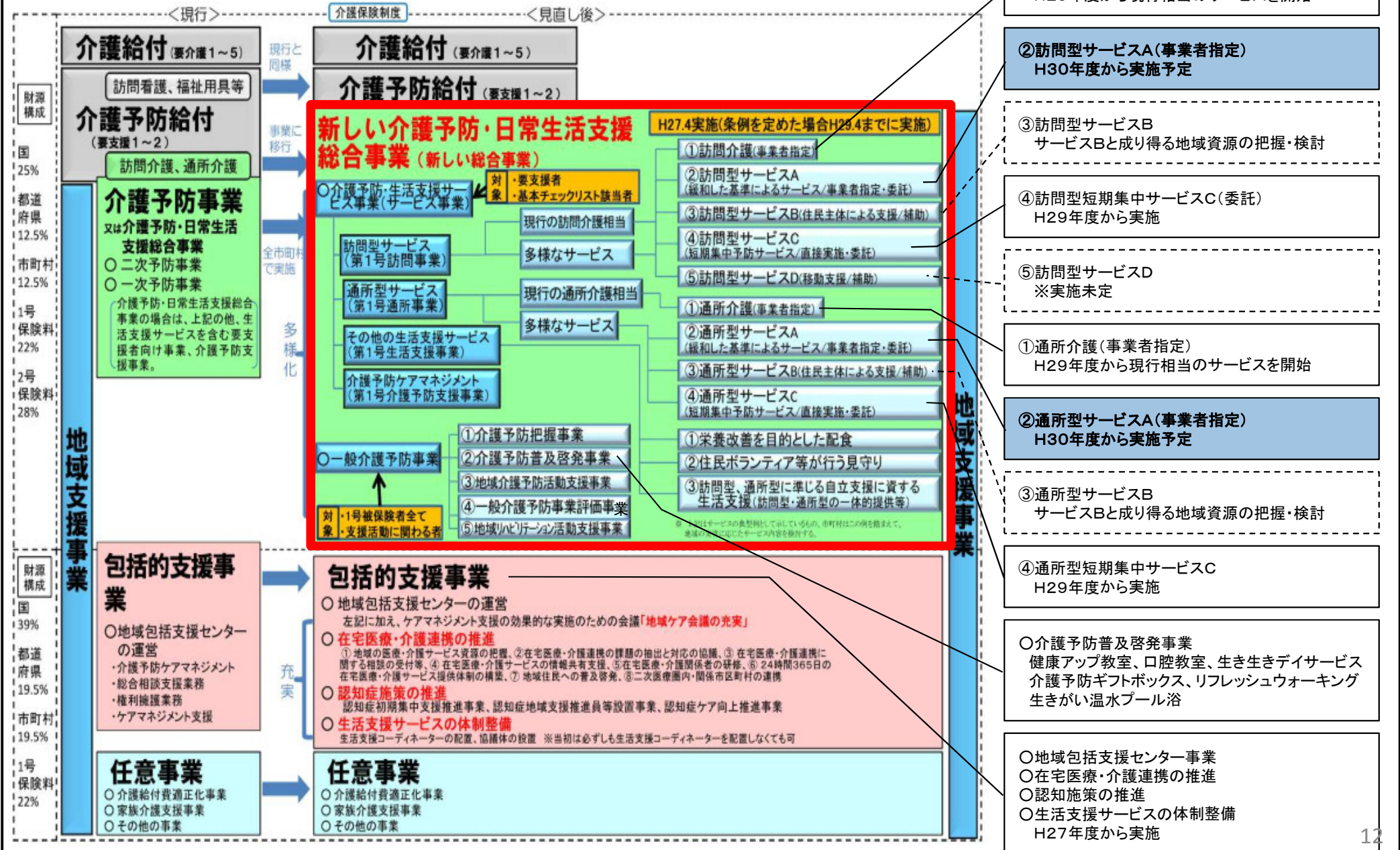


可能なかぎり要支援・要介護状態とならないよう、介護予防が大切

利用者の方が必要とするサービスを提供できるよう、状況に応じた多様なサービスを整備

2-2. 川口市介護予防・日常生活支援総合事業の概要

《平成29年4月から新しい総合事業を開始》



1. 介護保険制度の改正等
2. 川口市における総合事業の概要
- 3. サービスの類型・基準・単価等**
4. 申請に関すること
5. 給付に関すること
6. 事業者指定に関すること
7. 今後のスケジュール等

3-1. サービスの類型

川口市の「介護予防・日常生活支援総合事業」サービス一覧						
サービス名称			期 間	場 所	概 要	
介護予防・ 日常生活支援 総合事業	現行相当サービス (平成29年4月より開始)		訪問	6ヶ月 (更新可)	自 宅	現行のヘルパーサービス
			通所	6ヶ月 (更新可)	デイサービス	現行のデイサービス
	基準緩和サービスA (平成30年4月より開始予定)		訪問	6ヶ月 (更新可)	自 宅	家事援助に特化したヘルパーサービス
			通所	6ヶ月 (更新可)	デイサービス	機能訓練に特化したデイサービス
	短期集中サービスC (平成29年7月より開始)		訪問	3ヶ月 (最大6ヶ月)	自 宅	自宅に閉じこもりがちな高齢者に対し短期的に集中して訪問を行うことで意欲の向上、運動機能を改善し通所サービスに繋げることを目指すサービス
			通所	3ヶ月 (最大6ヶ月)	市内11ヶ所	運動機能が低下した高齢者が短期に集中して通所し、運動機能改善を目指すサービス(健康運動教室)
	一 般 介 護 予 防 事 業	健康アップ教室		3ヶ月 (全8回)	たたら荘等 市内11ヶ所	「短期集中C」で運動機能が向上された方や比較的元気な方が、自宅でも継続して介護予防に取り組んでいけるような習慣・意識付けを目指す運動教室
		口腔教室		3ヶ月 (全6回)	公民館等 市内21ヶ所	口腔機能の向上を目的とし、対象者自身による改善方法の習得とその定着を目指す教室
		生き生きデイサービス		通年	たたら荘等 市内11ヶ所	たたら荘を中心に誰でも参加でき、健康づくりや生きがいづくり等の介護予防プログラムを行う事業
		介護予防ギフトボックス		3ヶ月	市内47教室 (H29)	企業・団体が行っている様々な介護予防プログラムに高齢者が体験参加することで介護予防の大切さを実感できるきっかけ作りを行う事業
		リフレッシュウォーキング		2ヶ月 (全4回)	市内3ヶ所	正しいウォーキング方法を学ぶことで教室終了後も自ら積極的に介護予防に取り組んでいただく教室
		生きがい温水プール浴		3ヶ月 (全10回)	市内3ヶ所	水中での軽い運動を行うことで生活機能の維持向上を図り、教室終了後も自ら積極的に介護予防に取り組んでいただく教室

3-2. 基準緩和サービスA(訪問型)

“家事だけサービス”(訪問型基準緩和サービス)

平成30年4月より開始

現行の訪問介護

有資格者のヘルパーによる身体介護、生活援助サービスの実施

※要支援者の利用状況・・・約95%の方が生活援助を利用

生活援助のみならば有資格者でなくてもサービス提供可能では？



サービスの利用
状況に合わせ基
準を緩和

○ヘルパーの資格要件緩和(新たな担い手の活躍)

- ・一定の研修を受けることで生活援助のサービス提供が可能に
(旧ホームヘルパー2級・3級、市主催や市が指定する研修修了者など)
- ・元気な高齢者も新たな担い手に
- ・身体介護を行わない



掃除・洗濯・買い物代行など・・・

～介護予防訪問介護で行っていた生活援助に特化したサービスの提供～

3-2. 基準緩和サービスA(訪問型)

“家事だけサービス”(訪問型基準緩和サービス)

平成30年4月より開始

■利用者・事業者・市町村のメリット

・利用者

新たな担い手によるサービスの提供に応じた単価の設定により、利用者はサービス内容に見合った費用負担となる。

・事業者

新たな担い手による生活援助に特化したサービス提供が可能となることにより、資格を持ったヘルパーがより介護を必要とする方へ多くかかわることができる。

・市町村

利用者の方が必要とするサービスを提供することで給付費増大を抑制することができる。

3-2. 基準緩和サービスA(訪問型)

■家事だけサービス

	現 行	基 準 緩 和
サービス内容	○生活援助 ・掃除、洗濯 ・買い物代行 ・食事の準備、調理 ・薬の受け取り	○生活援助 ・掃除、洗濯 ・買い物代行 ・食事の準備、調理 ・薬の受け取り
	○身体介護 ・入浴介助 ・外出見守り	○身体介護 <u>な し</u>
サービス対象外	本人以外(家族)にかかる内容、草むしり、花木の手入れ、ペットの世話、大掃除など日常的な家事の範囲を超えるもの	
提供時間	提供時間の定めなし(平均60分／回)	<u>45分／回</u>
報酬形態	包括報酬	<u>個別報酬</u>
単位	・訪問Ⅰ(週1回):1,168単位 ・訪問Ⅱ(週2回):2,335単位 ・訪問Ⅲ(週3回):3,704単位	<u>225単位／回</u>
加算	・介護職員処遇改善加算 ・初回加算(200単位) ・生活機能向上連携加算(100単位)	・介護職員処遇改善加算 ・初回加算(200単位) ・生活機能向上連携加算(100単位)

3-2. 基準緩和サービスA(訪問型)

	現 行	基 準 緩 和
人員基準	①管理者 常勤・専従1人 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上（一部非常勤可）。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は利用者の50人に1人以上 【資格要件：介護福祉士、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者等】	①管理者 専従1人 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ②従事者 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、一定の研修修了者】 ③サービス提供責任者 常勤の従事者のうち、利用者50人に1人以上（一部非常勤可）。 【資格要件：介護福祉士、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者等 ※初任者研修修了者でも減算なし】
設置基準	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画、必要な設備・備品	
運営基準	①運営規程等の説明・同意、②提供拒否の禁止、③清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等、⑤事故発生時の対応、⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	

3-3. 基準緩和サービスA(通所型)

“運動だけサービス”(通所型基準緩和サービス)

平成30年4月より開始

現行の通所介護



サービスの利用
状況に合わせ基
準を緩和

デイサービスにおける機能訓練、入浴、食事介助等の実施

※要支援者の利用状況・・・約45%の方が機能訓練が目的

現状では機能訓練を主体とした半日利用のデイサービスと入浴、食事等を主体とした滞在時間7～9時間のデイサービスも報酬は同じ。さらに一ヶ月のうち、何回利用しても報酬は定額。

○入浴、食事、排泄サービスを廃止し機能訓練に特化

○一回の利用ごとに支払う「個別報酬」へ

○人員基準の緩和

○設備基準の緩和



～介護予防通所介護で行っていた機能訓練に特化したサービスの提供～

3-3. 基準緩和サービスA(通所型)

“運動だけサービス”(通所型基準緩和サービス)

平成30年4月より開始

■利用者・事業者・市町村のメリット

・利用者

食事、入浴等をなくし、機能訓練に特化したサービスの提供により、利用者はサービス内容に見合った費用負担となる。

・事業者

機能訓練に特化することで、利用者の施設利用時間が短くなり、新たな利用者の獲得が期待できる。

・市町村

利用者の方が必要とするサービスを提供することで給付費増大を抑制することができる。

3-3. 基準緩和サービスA(通所型)

■運動だけサービス

	現 行	基 準 緩 和
サービス内容	・機能訓練 ・レクリエーション ・送迎 ・入浴 ・食事介助 ・排泄介助	・<u>運動器</u>機能訓練 ・レクリエーション ・送迎 <u>※入浴提供、食事提供、排泄介助の義務なし</u>
提供時間	提供時間の定めなし	提供時間の定めなし
報酬形態	包括報酬	<u>個別報酬</u>
単位	・通所Ⅰ(週1回):1,647単位／月 ・通所Ⅱ(週2回):3,377単位／月	<u>329単位</u> ／回
加算	・運動器機能向上加算 ・事業所評価加算 ・介護職員処遇改善加算 ・生活機能向上グループ活動加算 ・栄養改善加算 ・口腔機能向上加算 ・選択的サービス複数実施加算 ・サービス提供体制強化加算	・運動器機能向上加算 ・事業所評価加算 ・介護職員処遇改善加算 ・サービス提供体制強化加算 他の加算はなし

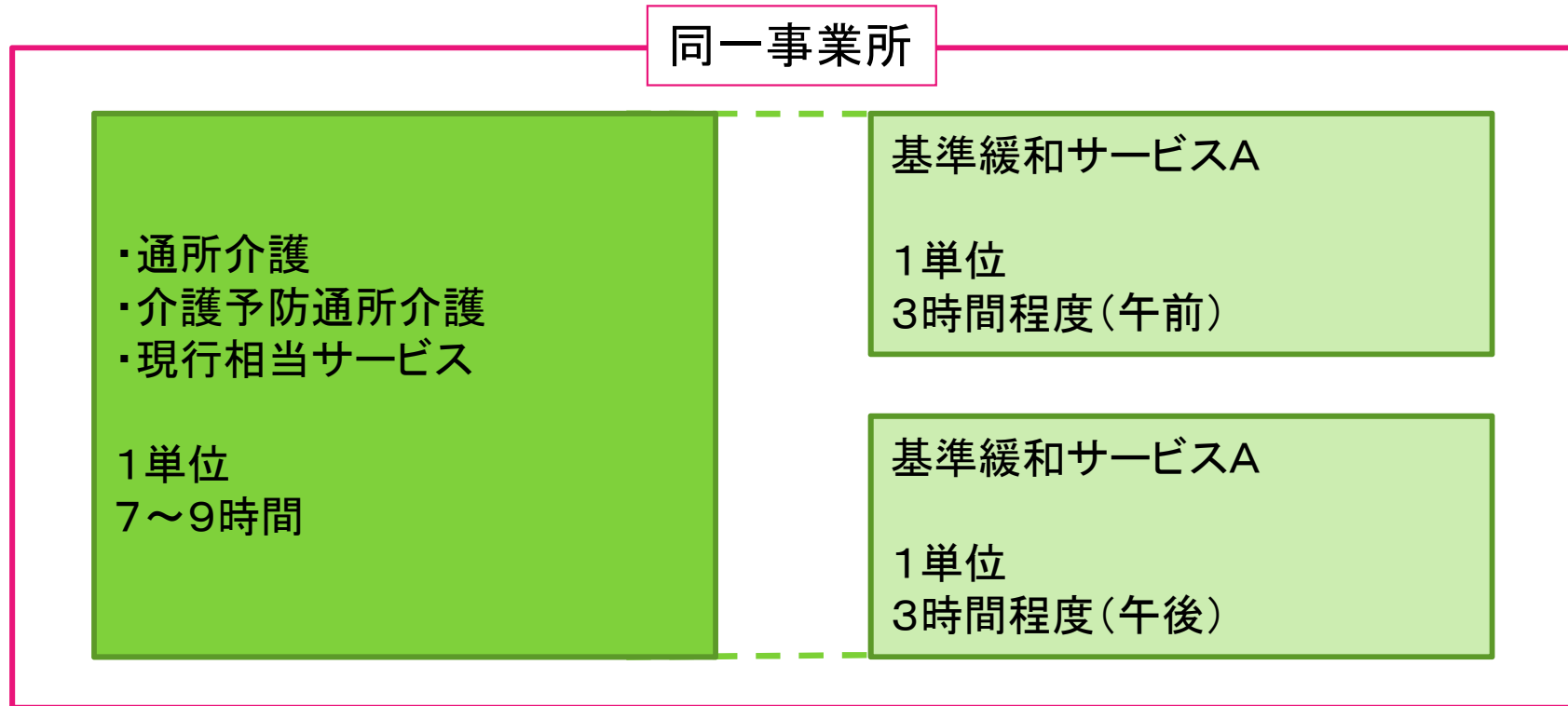
3-3. 基準緩和サービスA(通所型)

	現 行	基 準 緩 和
人員基準	①管理者 常勤・専従1人 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	①管理者 専従1人 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	②介護職員：～15人 介護職員1人以上 15人～ 1人ごとに0.2人以上	②介護職員：～15人 介護職員1人 15人～ 1人ごとに0.2人以上
	③生活相談員 :1人以上 ④看護職員 :1人以上 ⑤機能訓練指導員:1人以上 【資格要件:理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師(準看護師)、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師】	③生活相談員 :1人以上 ④機能訓練指導員:1人以上 【資格要件:現行の資格に加え介護予防運動指導員、健康運動指導士】
設置基準	・食堂及び機能訓練室(1人あたり3㎡) ・相談室・静養室・事務室	・食堂及び機能訓練室(1人あたり3㎡) ・ 相談や静養のできる場所
運用基準	①運営規程等の説明・同意、②提供拒否の禁止、③清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持等、⑤事故発生時の対応、⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等	

3-3. 基準緩和サービスA(通所型)

- 通所介護・介護予防通所介護・現行相当サービスと一体的に実施する場合の例
 - ・ 通所介護等と基準緩和サービスを一体的に行う際、同じ時間帯において通所介護等1単位に対し、基準緩和サービス2単位とすることが可能。
 - ・ ただし、基準緩和サービスの送迎を行うことにより、その時間帯で通所介護等の人員基準の欠如がないこととする。

《例》



3-4. 各サービスの利用

■各サービスの併用の可否について

		【訪問】			【通所】		
		現行相当	基準緩和A	短期集中C	現行相当	基準緩和A	短期集中C
【訪問】	現行相当		×	×	○	○	×
	基準緩和A	×		×	○	○	×
	短期集中C	×	×		×	×	×
【通所】	現行相当	○	○	×		×	×
	基準緩和A	○	○	×	×		×
	短期集中C	×	×	×	×	×	

※この運用に当てはまらない場合の例

- ・通所型サービスCの利用終了後、同月中にその他のサービスに移行する場合
- ・事業所廃止などの理由により、現行相当サービスの利用を月途中で中止し、基準緩和サービスに切り替えて利用する場合（ただし、月の合計単位が現行相当の1月あたりの単位を超過することがないように留意する）

1. 介護保険制度の改正等
2. 川口市における総合事業の概要
3. サービスの類型・基準・単価等
- 4. 申請に関すること**
5. 給付に関すること
6. 事業者指定に関すること
7. 今後のスケジュール等

4. サービス利用の手続き

■利用の流れ

- ・総合事業の利用までの流れは、平成29年度から変更なし
- ・短期集中サービスCは地域包括支援センターで利用者を取りまとめる

利用希望サービス		手続き
介護予防サービス(福祉用具・リハ等)	➡	要支援・要介護認定申請
現行相当サービス(訪問・通所) 基準緩和サービスA(訪問・通所)	➡	【新規】 要支援・要介護認定申請 【更新時】 認定更新 または 更新申請は行わず、基本チェックリスト実施 (訪問・通所サービスのみ利用の場合)
短期集中サービスC	➡	基本チェックリスト実施 ※認定等を行い、既に上記サービスを利用している場合は利用不可
一般介護予防事業	➡	市・包括等に申込み

1. 介護保険制度の改正等
2. 川口市における総合事業の概要
3. サービスの類型・基準・単価等
4. 申請に関すること
- 5. 給付に関すること**
6. 事業者指定に関すること
7. まとめ・今後のスケジュール等

5-1. 基準緩和サービスA(訪問型)の単位・加算

●本体報酬

【単位】

- ・1回につき225単位(事業対象者、要支援1、要支援2共通)
- ・事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合の減算については、現行の予防給付と同様の条件で適用。
- ・限度額管理対象サービス

【算定回数】

- | | | |
|------------|------------------|--------|
| ①週1回程度 | ・事業対象者、要支援1、要支援2 | 月 5回まで |
| ②週2回程度 | ・事業対象者、要支援1、要支援2 | 月10回まで |
| ③週2回を超える程度 | ・事業対象者、要支援2 | 月16回まで |

●初回加算

- ・1月につき200単位
- ・現行の予防給付と同様の条件で適用。なお、介護予防訪問介護から訪問型サービスAへの移行、訪問型サービス(現行相当)と訪問型サービスA間でのサービスの切り替えは、どちらも初回加算算定対象外
- ・限度額管理対象

5-1. 基準緩和サービスA(訪問型)の単位・加算

●生活機能向上連携加算

- ・1月につき100単位
- ・現行の予防給付と同様の条件で適用
- ・限度額管理対象

●介護職員処遇改善加算

- ・現行の介護予防訪問介護相当の単位
- ・現行の予防給付と同様の条件で適用
- ・算定方法が現行と異なる。(別添資料参照)
- ・限度額管理対象外

●地域単価

- ・10. 42円(他市所在の事業所においても、川口市の地域単価を用いる)

5-2. 基準緩和サービスA(通所型)の単位・加算

●本体報酬

【単位】

- ・1回につき329単位(事業対象者、要支援1、要支援2共通)
- ・事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、定員超過及び介護職員欠員の場合の減算については、現行の予防給付と同様の条件で適用
- ・限度額管理対象サービス

【算定回数】

- ・事業対象者: 月10回まで
- ・要支援1: 月5回まで
- ・要支援2: 月10回まで

●運動器機能向上加算

- ・1月につき225単位
- ・現行の予防給付と同様の条件で適用
- ・限度額管理対象

●事業所評価加算

- ・1月につき120単位
- ・現行の予防給付と同様の条件で適用。平成29年度は介護予防通所介護と通所型全サービス、平成30年度は通所型全サービスが審査対象
- ・限度額管理対象

5-2. 基準緩和サービスA(通所型)の単位・加算

●サービス提供体制強化加算

(Ⅰ) イ	事業対象者(週1回程度)、要支援1	: 1月につき	72単位
	事業対象者(週2回程度)、要支援2	: 1月につき	144単位
(Ⅰ) ロ	事業対象者(週1回程度)、要支援1	: 1月につき	48単位
	事業対象者(週2回程度)、要支援2	: 1月につき	96単位
(Ⅱ)	事業対象者(週1回程度)、要支援1	: 1月につき	24単位
	事業対象者(週2回程度)、要支援2	: 1月につき	48単位

- ・現行の予防給付と同様の条件で適用
- ・限度額管理対象

●介護職員処遇改善加算

- ・現行の介護予防通所介護相当の単位
- ・現行の予防給付と同様の条件で適用
- ・算定方法が現行と異なる。(別添資料参照)
- ・限度額管理対象外

●地域単価

- ・10.27円(他市所在の事業所においても、川口市の地域単価を用いる)

5-3. 基準緩和サービスAの請求・給付管理等

●サービス費の請求

- ・現行のサービスと同様、国保連へ請求
- ・サービスコード表(【A3】訪問、【A7】通所)は本年中に公開(予定)
- ・請求や給付管理等で使用するサービスコードの電算データは本年度中に公開

●負担割合

- ・現行と同様、負担割合証に記載の割合
- ・給付制限は当面の間適用しないため、給付額減額の対象者であっても割合証の割合となる
- ・負担割合の判定が現行サービスとは異なり、市が国保連に送付した負担割合の情報によって被保険者ごとに自動計算されないため、請求時に被保険者の負担割合に応じたサービスコードを選択する必要がある

●処遇改善加算

- ・現行の処遇改善加算は、処遇改善加算のコードを1つ選択することで、その他のサービスや加算のコードから自動で処遇改善加算の単位が計算されていたが、基準緩和サービスについては自動計算されないため、基準緩和サービス独自の算定方法を用いる

5-3. 基準緩和サービスAの請求・給付管理等

●ケアマネジメント・給付管理

- ・アセスメント～モニタリング、評価まで行う原則的なケアマネジメント
- ・限度額管理対象の予防給付のサービスと併用する場合には介護予防支援を算定し、それ以外の場合には介護予防ケアマネジメントAを算定
- ・限度額管理対象サービスのため給付管理票の提出が必要
- ・基準緩和サービスのほか、予防給付のサービスや総合事業の現行相当サービスの利用がある場合、支給限度額の範囲内で一体的に給付管理

●他市区町村が関係する場合の利用

- ・当該サービスは川口市独自のサービスであるため、川口市外に住民登録があるかたへのサービス提供はできない。
- ・川口市以外に住民登録があるかたへサービスを提供する場合、川口市の総合事業のサービスを提供することではなく、住民登録がある市区町村の総合事業の指定を受けたうえで、その市区町村の総合事業のサービスを提供することとなる

1. 介護保険制度の改正等
2. 川口市における総合事業の概要
3. サービスの類型・基準・単価等
4. 申請に関する事
5. 給付に関する事
- 6. 事業者指定に関する事**
7. 今後のスケジュール等

6-1. 事業者の指定

■事業者の指定

- ・平成29年度は現行相当サービスのみ指定
- ・平成30年度から川口市で新たに基準緩和サービスの指定を行う

サービス種別	サービスコード 種類	単位	指定基準	指定の申請
現行相当サービス (みなし指定※注1)	A1(訪問) A5(通所)	介護予防サービスと同様	介護予防サービスと同様	不要(※注2)
現行相当サービス	A2(訪問) A6(通所)	市が独自に規定 (介護予防サービスと同様)	市が独自に規定 (介護予防サービスと同様)	市に申請が必要
基準緩和サービスA	A3(訪問) A7(通所)	市が独自に規定	市が独自に規定 (介護予防サービスの一部を緩和)	市に申請が必要

※注1 平成27年3月31日までに、既に介護予防訪問・通所の指定を受けていた事業者

※注2 ただし、みなし指定の有効期限が平成30年3月末までのため、指定更新の申請が必要(後述)

6-2. 基準緩和サービス事業者の指定

■提出期限

指定日(事業の開始日)	提出期限
平成30年4月1日指定	平成29年12月28日(木)
平成30年5月1日指定	平成30年 2月末日
平成30年6月1日指定	平成30年 4月末日
平成30年7月1日指定	平成30年 5月末日
平成30年8月1日指定	平成30年 6月末日

※6月以降は指定日の前々日の末日(末日が土日祝日の場合は前開庁日)までに申請

■提出先・提出方法

介護保険課事業者係に持参

■提出書類

必要な書類等の詳細は市ホームページへ掲載を予定

6-3. みなし指定事業者の指定更新

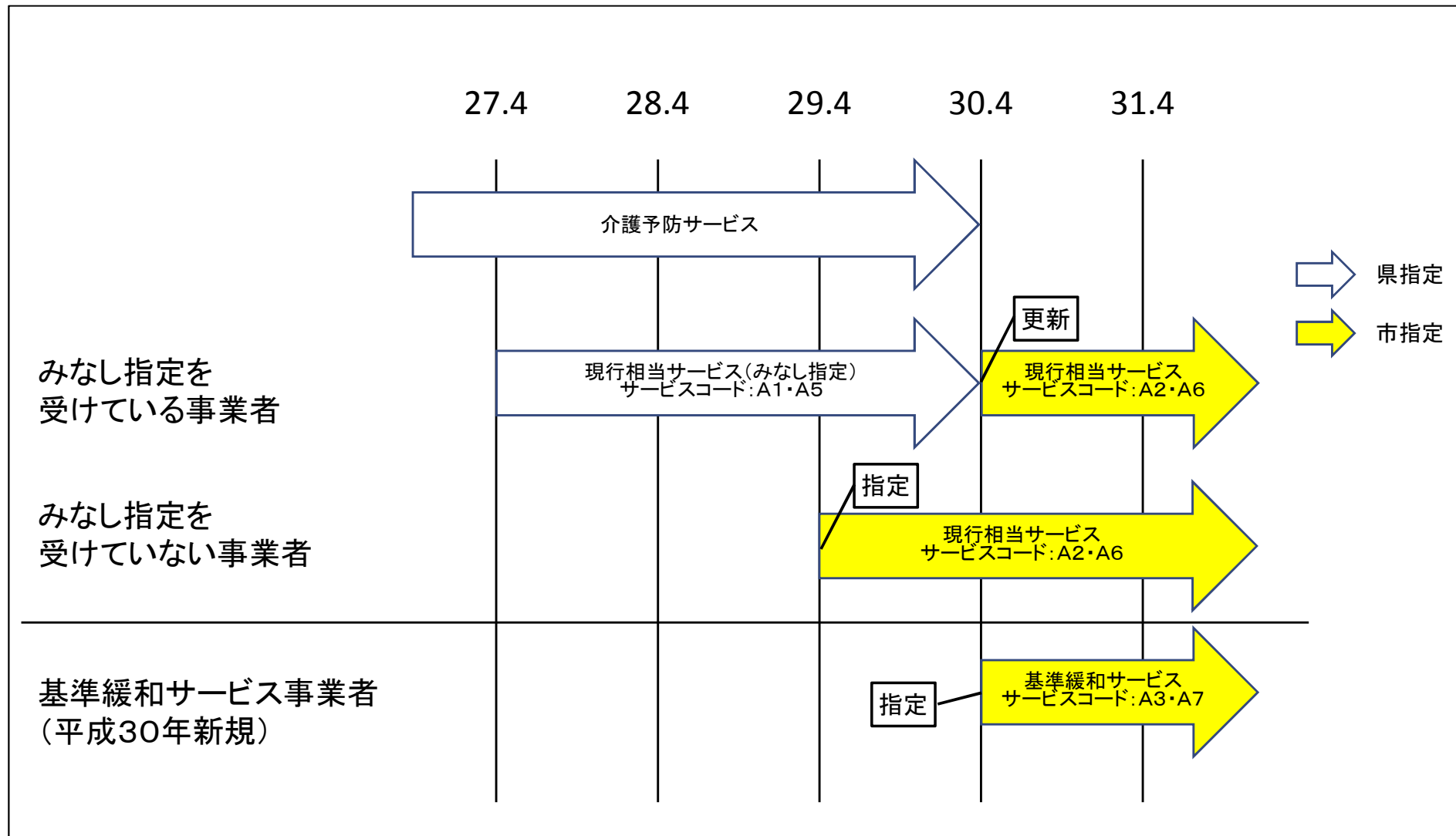
■みなし指定の更新

- 基準緩和サービスの新規申請とは別に、現行相当サービスで「みなし指定」を受けている事業所は、みなしの有効期間が平成30年3月31日までのため、引き続き現行相当サービスを提供するにあたり、**指定更新の申請**が必要。
- 指定更新後は、サービスコードが「A1（訪問）」「A5（通所）」から**「A2（訪問）」****「A6（通所）」**となる。
- 指定更新の申請は、基準緩和サービスの新規指定申請と併せて行うことが可能。

	基準緩和 (新規指定申請)	現行相当 (指定更新申請)
みなし指定の 事業所	必 要	必 要
みなし指定ではない 事業所	必 要	必要ではない

6-3. みなし指定事業者の指定更新

■ 指定申請を行う時期のイメージ



1. 介護保険制度の改正等
2. 川口市における総合事業の概要
3. サービスの類型・基準・単価等
4. 申請に関すること
5. 給付に関すること
6. 事業者指定に関すること
- 7. 今後のスケジュール等**

7-1. 今後のスケジュール

平成29年	11月～	質問票の受付 ※11月24日(金)までに受付をした質問については 11月中に回答をホームページに掲載します。 24日以降の質問については順次掲載をしていきます。
	12月上旬	サービスコード表の公開
	12月末	指定申請受付締め切り (平成30年4月1日からサービス提供開始する場合) ・みなし指定事業者の指定更新 ・基準緩和サービス事業者の新規指定
平成30年	1月	単位数表マスタ(CSVデータ)の公開
	4月	基準緩和サービスA開始

7-2. 問い合わせ先

○ 総合事業全体に関して

長寿支援課地域ケア係

TEL:048-271-9745

FAX:048-258-0670

メール:087.04020@city.kawaguchi.saitama.jp
(質問票の受付はこちら)

○ 認定に関して

介護保険課認定係

TEL:048-259-7294

○ 給付に関して

介護保険課給付係

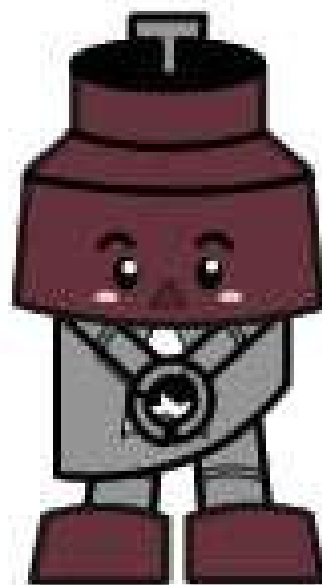
TEL:048-259-7296

○ 事業者指定に関して

介護保険課事業者係

TEL:048-259-7293

ご清聴ありがとうございました。



当資料は説明会終了後、市ホームページに掲載します。
資料の内容は11月14日時点のものであり、今後修正・変更となる場合があります。